

安城市上下水道事業におけるウォーターPPP 導入検討に向けた アンケート調査実施要領

1 アンケート調査の目的

安城市（以下、「本市」という。）上下水道事業を取り巻く状況は、将来的な施設の老朽化に伴う維持・更新事業の増大や技術職員の減少に伴うサービス水準維持の困難が想定されています。このため、上下水道事業の維持管理業務の省力化・更新業務の効率化、中長期的な整備計画の策定に至る一連の作業を高度化すること、熟練職員が持つ技術力や経験が継承できる仕組みを課題として整理してきました。

これを受け、上下水道施設の管理・更新の一体的なマネジメント方式であるウォーターPPP（レベル3.5）を導入することで、今後においても安定した事業運営体制を構築することができると考え検討を進めています。

このため、ウォーターPPPの導入検討にあたり、マーケットサウンディングの前段として、事前に民間事業者の皆様のご関心の度合いや、事業内容に対するご意見等を把握するため、アンケート調査を実施します。

2 アンケート調査概要

(1) 対象者

本調査の目的を踏まえ、事業者として参入を検討する意向を有しており、かつ以下のア～ウのいずれかに合致する法人または法人グループを対象とします。

ア 国内において過去10年以内に上下水道事業に関する業務委託を受託した実績のある法人

イ 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けている法人

ウ 建設コンサルタント登録を受けている法人

※ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）並びに民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までの規定に該当する者

(2) アンケート調査内容

本市が想定するウォーターPPPについて、ご回答いただける範囲で、ご意見、ご提案をお聞かせください。なお、今回の意見調査が、今後実施する事業者の公募及び審査において、優位性を持つものではありません。また、回答された内容が法的拘束力を持つことはありません。

- ・本事業への関心
- ・対象業務、対象施設
- ・事業スキーム など

3 実施スケジュール

日程につきましては次のとおりですが、日程を変更する場合は電子メールまたは電話にて連絡します。なお、ご回答の意図を確認することを目的として、別途ヒアリングをさせていただく場合がございます。

項目	日程
実施要領の公表	令和6年8月6日(火)
関心表明書及び誓約書の受付期限	令和6年8月23日(金)午後5時まで
アンケート調査票の送付 参考資料の貸与	関心表明書及び誓約書を受理した日より、速やかに送付します。
アンケート調査票の回答期間	令和6年9月6日(金)まで

4 アンケート調査等への参加手続き

(1) 関心表明書及び誓約書の提出

参加要件を満たし、本調査に参加する意思のある事業者は、次のとおり関心表明書、誓約書を提出してください。

- ア 提出書類
 - ・関心表明書(様式第1号) 1部
 - ・誓約書(様式第2号) 1部
- イ 提出期限 令和6年8月23日(金)午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送(当日消印有効。なお、持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。)もしくは電子メール(件名を【ウォーターPPP 関心表明書等の提出】としてください。)

(2) アンケート調査票の送付及び参考資料の貸与

調査票及び参考資料は、本市が、関心表明書、誓約書を受理次第、本業務を受注しているEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社より送付

いたします。

(3) アンケート調査票の回答期間

意見や提案等を記載した調査票を、電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和6年9月6日(金)午後5時まで

イ 提出書類 調査票 1部

※必要に応じて補足資料をご提出いただいても構いません。

ウ 提出方法 電子メール(件名を【ウォーターPPP調査票の提出】と
してください。)

エ 留意事項 調査票提出後、下記担当者宛に送信した旨をご連絡くださ
い。

5 その他

- (1) 本調査の回答に要する経費はすべてご回答事業者のご負担とします。
- (2) 必要に応じて追加でヒアリング(文書による照会を含む)を実施する場
合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 本市において提出書類等を事業の諸条件の検討以外の目的で使用するこ
とはありません。ただし、外部(地元関係者、議会、報道機関等)に対す
る情報提供のため、意見の一部を公開する場合があります。この場合、事
業者様や回答内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを公開するも
のとします。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 本市が事業者に貸与する参考資料に含まれる情報は、いずれも本市の業
務上重要な情報であるため、意見聴取の参加に係る検討以外の目的で使用
すること及び本調査で知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止
します。
- (6) 本調査について、本市はEYストラテジー・アンド・コンサルティング
株式会社に業務を委託しており、問合せ対応等は同社を含めて行います。

問合せ先及び書類提出先

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

安城市上下水道部水道工務課 担当:平野、奥村、神谷

電話:0566-71-2250

E-mail: suidokomu@city.anjo.lg.jp